

平成 28 年 5 月 9 日

練馬区長  
前川 耀男 様

練馬区国民保護協議会  
会長 前川 耀男

平成28年1月29日付け27練危危第908号で諮問のあった練馬区国民保護計画の変更について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第39条第3項の規定に基づき、下記のとおり答申する。

記

- 1 練馬区国民保護計画の変更は、本協議会で答申した別添の練馬区国民保護計画（変更案）に基づいて進めること
- 2 練馬区国民保護計画の変更について、東京都との協議を円滑に進め、協議が整い次第、速やかに計画決定をすること